

工作物の事前調査者資格要件の義務化 及び職場における熱中症対策の強化 について

令和7年6月

大阪労働局労働基準部健康課

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
-------	-------	-------	-------

7月 10月 4月 4月 4月 10月

事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和3年4月施行
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）	令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行
計画届の対象拡大	周知	令和3年4月施行
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設	周知、電子報告システムの開発	令和4年4月施行
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和2年10月施行
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知	令和2年10月施行
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和3年4月施行
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行

改正石綿則・安衛則の公布

工事開始前の石綿の有無の調査 (事前調査方法の明確化)

解体・改修工事開始前の調査 【第3条】

- 工事対象となる**全ての**部材について**事前調査**が必要
- 事前調査は、**設計図書**などの文書および**目視**による確認が必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合に、**分析**による**調査**の実施が義務

※ 石綿が**使用されているもの**とみなして、ばく露防止措置を講ずれば、**分析**は**不要**

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法に
よらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その**製造年月日**が**平成18年9月1日以降**であることを確認する方法

ご注意！

設計図書にノンアスベスト材料等、石綿等が使用されていない建材であることの記載がある場合であっても、労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、現行の法令では適用対象となる場合もあることから、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできない。

事前調査及び分析調査結果の記録の保存 及び掲示

- 調査結果の**記録**は、**3年間保存**する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆ 調査結果の**記録項目**

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

事前調査および分析調査を行う者の要件

■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

事前調査が不十分なまま工事が行われる事例が認められたことから、**建築物・船舶**については、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる事前調査の実施を義務付けたもの。
分析調査についても同様。

◆建築物(及び工作物の一部)の事前調査を実施することができる者

- ・ **特定**建築物石綿含有建材調査者
- ・ **一般**建築物石綿含有建材調査者
- ・ **一戸建て等**石綿含有建材調査者

※ 一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定

- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

- ・ **船舶**石綿含有資材調査者

工作物の事前調査要件の義務化

■ 工作物の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、当該工作物に係る石綿の使用の有無について、有資格者（工作物石綿事前調査者）に調査させなければならない

■ 令和8年1月1日以降着工の工事から義務付け

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等が該当。なお、建築物内に設置されたエレベーターは、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物。

対象工作物及び事前調査の資格

◆工作物石綿事前調査者資格が必要

- ・ 反応槽
- ・ 加熱炉
- ・ ボイラー及び圧力容器
- ・ 配管設備（建築設備を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備
- ・ 配電設備
- ・ 送電設備（ケーブルを含む）

◆工作物石綿事前調査者、一般/特定建築物石綿含有建材調査者、令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者のいずれかの資格が必要

- ・ 煙突（建築設備を除く）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上屋
- ・ 遮音壁
- ・ 軽量盛土保護パネル
- ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）
- ・ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去の作業

工作物石綿事前調査者の資格を取得するには？

- 都道府県労働局長の登録を受けた「工作物石綿事前調査者講習機関」が実施する講習を受講し、修了する必要がある。

講習の種類	工作物石綿事前調査者講習
講習の方法及び受講科目	講義（11時間）及び筆記試験 ①基礎知識 1（労働安全衛生法等）【1時間】 ④現場調査の実際と留意点【4時間】 ②基礎知識 2（大気汚染防止法等）【1時間】 ⑤報告書の作成【1時間】 ③工作物図面調査【4時間】
受講資格	工作物に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置付け	工作物石綿事前調査者
講習において対象とする石綿含有建材	特定工作物の全ての材料（レベル1，2，3建材を含む）及び工作物に使用される塗料等石綿を含有する不定形材料
受講免除	①石綿作業主任者技能講習修了者は、基礎知識1に係る講義の受講を免除できる ②建築物石綿含有建材調査者（一戸建てを除く）等は、基礎知識1，2及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる（※）

工作物石綿事前調査者講習機関はどこで確認できる？

①「石綿総合情報ポータルサイト」にアクセス
(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>)

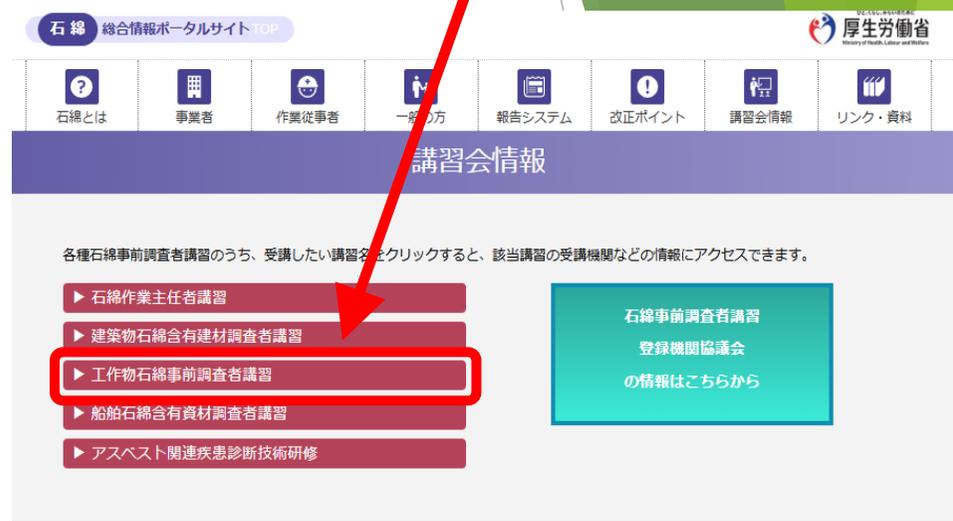


②「講習会情報」をクリック



受講資格もこちらで確認できます

③「工作物石綿事前調査者講習」をクリック



④全国の登録されている機関一覧が見れる



事前調査結果等の報告制度

■ あらかじめ、電子届により、事前調査の結果等を労働基準監督署に報告することが必要

＜届出が必要な工事＞

- ①解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（※1）
- ③請負金額が100万円以上の特定の工作物（※3）の解体・改修工事（※2）
- ④総トン数が20トン以上の船舶の解体・改修工事

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

石綿総合情報ポータルサイトについて

- 建築物等解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載。
- 令和6年12月から新着情報のメール配信を開始。



事業者向け・作業員向け・一般の方向け、講習会情報等のページを作成

ポータルサイトの掲載情報は、「サイト内検索」機能で検索可能！



メールアドレスを登録していただくと、新着情報をメール配信します【新機能】。

事業場における熱中症対策

熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を罰則付きで義務付けます
(令和7年6月1日施行)。

【労働安全衛生規則第612条の2】

1 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

対象となるのは

「**WBGT 28度以上**又は**気温 31度以上**の環境
下で**連続 1時間以上**又は**1日 4時間を超えて**
実施」が見込まれる作業を行うとき

- 体制整備
 - 手順作成（※作業場所ごとに必要）
 - 関係労働者への周知
- が事業者には義務付けられます。

※「当該作業に従事する者」とは、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者も含むものであることから、建設現場に見られるような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる元方事業者及び関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生じます。

ご清聴ありがとうございました。

